

## 1 平成 27 年度庁外施設定期監査 指摘事項の措置状況

| 指摘事項  | 措置状況   |
|---|--|
| <p>(1) 服務・給与事務における事務処理を誤っていたもの</p> <p>エ 給与減額免除の承認については、課長決定事案であるが、施設長が承認していた。</p> <p>(生涯学習課：中央町社会教育館)</p> | <p>施設長が承認していた給与減額免除については、課長決定事案であるため、改めて課長が承認を行った。今後、課内において、事案に対する決定権者の再確認をするとともに、正しい承認権者による決裁を徹底するよう指導した。</p> |

| 指摘事項   | 措置状況  |
|--|---|
| <p>(3) 契約事務における事務処理を誤っていたもの</p> <p>イ 10万円未満の委託等契約において、見積書徴取を1者とする理由について、契約確認票において「緊急対応が必要であるため」を選択しているが、この項目が示す緊急対応には該当しないものがあった。<br/>(生涯学習課：中央町社会教育館、青少年プラザ)</p> <p>エ 仕様書が必要な契約であるが、仕様書を作成していないものがあった。<br/>(生涯学習課：中央町社会教育館)</p> | <p>見積書徴取を1者とする理由について、本来の緊急対応ではないにも関わらず、緊急対応が必要と誤認していた。今後は、契約事務の重要性を再認識するとともに、見積徴取のルールを含め、課内のチェック体制の強化を徹底する。</p> <p>委託契約において、仕様書が必要であるのにも関わらず、仕様書が要らない契約であると錯誤し、仕様書を作成していなかった。今後、事務処理が適切に行われるよう、最新のマニュアル等を周知徹底し、課内のチェック体制の強化を徹底する。</p> |

| 指摘事項   | 措置状況   |
|--|--|
| <p>(4) 会計事務における事務処理を誤っていたもの</p> <p>ア 私人に収納事務を委託することができない印刷機等の使用代金について、収納を施設管理受託事業者が行い、現金出納簿に記帳していた。<br/>(生涯学習課：中央町社会教育館、目黒本町社会教育館、青少年プラザ)</p> <p>イ 収納事務委託における収入報告について、収納金収入報告書は金銭出納員が作成し、教育次長に報告すべきところ、収納事務受託者が作成した収納金収入報告書を使用し、教育次長に報告していた。<br/>(生涯学習課：中央町社会教育館、目黒本町社会教育館、青少年プラザ)</p> <p>ウ 現金出納簿（金銭出納員用）について、施設（区）と収納事務受託者とで同一の簿冊を使用していた。また、支出事務受託者が行う還付金の出納についても同一の簿冊を使用していた。<br/>(生涯学習課：中央町社会教育館)</p> | <p>印刷機等の使用代金を、施設管理受託事業者が受取り、現金出納簿に記帳していたものである。今後、施設管理受託業者に対し、正しい会計事務について指導するとともに、課内において、最新のマニュアルの周知や定期的な点検を徹底するよう指導する。</p> <p>収納金収納報告書について、収納事務受託者から教育次長あて報告をしていた。指摘を受け、収納事務受託者から生涯学習課長あての報告を受けた上で、金銭出納員から教育次長あてに報告をするよう直ちに是正した。今後は、適正な報告を行うとともに、課内の事務処理について指導徹底する。</p> <p>現金出納簿について、収納事務を委託しているにも係わらず、区の会計事務と同一の簿冊を使用していた。支出事務の還付金の出納についても同様であったため、直ちに是正した。今後は課内において、適正な会計事務について指導するとともに、最新のマニュアルの周知や定期的な点検を徹底する。</p> |

エ 現金出納簿（資金前渡受者用）について、総括口座を設けていないもの、受入額、払出額の金額の記載や月計、累計を誤っているもの、具体的な支払先を記載していないもの、年度末の締めを行っていないもの、27年4月に行った戻入を3月末の戻入とし、締めを行っているものがあった。また、資金前渡金に金銭出納員用の現金出納簿を使用しているものがあった。

（生涯学習課：青少年プラザ）

現金出納簿の記載等については、課として適正な処理の徹底を図ってきたが、庁外施設における会計事務の継続的な点検や確認が十分でなかった。

今後は指摘事項を踏まえ、最新のマニュアル等を周知徹底するとともに、チェック体制等、不足している点について、あらためて精査し、指導徹底する。

## 2 平成 27 年度各部定期監査 意見・要望事項の措置状況

| 意見・要望事項   | 措置状況   |
|---|--|
| <p><b>(1) 共通事項</b></p> <p>ア 庶務・会計・契約事務処理について</p> <p>庶務・会計・契約事務処理については、これまでの監査でも指摘事項として掲げている不適正な事務処理が複数の施設で見受けられた。</p> <p>これらの事務処理については、既に、26年3月6日付けで、総務課長名による「基本的な事務処理に関するマニュアルの活用等について」とする通知が各所属長宛てに行われているところである。さらに、27年度においては、各部定期監査結果等を踏まえ、本年10月22日開催の政策決定会議において、「基本的な事務処理の適正性の確保について」として情報提供がなされ、全庁的に周知された。また、10月26日付けで、総務課長名による「起案文書の適正化について」とする通知が各所属長宛てに行われたところである。</p> <p>今回の監査で指摘を行った該当施設はもとより、各施設所管課長においては、改めてこれらの文書の周知徹底を図り、不適正な事務処理の問題点や発生する原因を深く分析し、是正・改善に取り組むとともに、所管施設において適正な事務処理がなされるよう、異動時や決算・監査時</p> | <p>庶務・会計・契約事務に対するこれまでの指摘事項について、課として適正な処理の徹底に努めてきたが、庁外施設の事務処理について徹底されていなかった。今後は指摘事項を踏まえ、最新のマニュアル等を周知徹底するとともに、課内のチェック体制の強化や、正しい事務処理の周知のため、庶務担当者の定期的な巡回指導などにより、不適正な事務処理の再発防止に向けて指導徹底する。</p> |

|  |  |
|--|--|
| <p>等において適時・適切に指導されたい。</p> <p>また、各施設においても、これらの文書通知等を踏まえ、グループウェア内に保存されているマニュアル等を絶えず参照し、ダブルチェック体制の整備や正しい事務処理の理解の周知徹底、計画的な執行等を図り、不適正な事務処理の再発防止に向け、一層努力されたい。</p> <p>(生涯学習課：各施設)</p> <p>イ 危機管理について</p> <p>各施設では、危機管理マニュアルを整備し、それに基づいた非常時の体制整備、各種訓練の実施など危機管理に努めていることがうかがえた。</p> <p>各施設においては、マニュアルの充実や訓練の実施、施設の災害時の体制や取組等の利用者への周知を図り、職員や利用者が、実際の非常時に混乱なく行動できるよう、各施設と所管課及び関係部局・機関等で連携を図りながら、危機管理に努められたい。</p> <p>(生涯学習課：各施設)</p> | <p>各社会教育館等において、危機管理マニュアルを整備し、非常時における危機管理に努めている。これまでも複合施設として施設全体の体制等を整備し、利用者へ取組等の周知を図り、各施設と所管課及び関係部局・機関等で連携を図ってきたが、今後一層危機管理体制の強化に努めていく。</p> |
|--|--|

| 意見・要望事項   | 措置状況   |
|---|--|
| <p>(2) 個別事項</p> <p>ウ 社会教育館・青少年プラザにおける施設の有効活用について</p> <p>(ア) 今回の監査対象の中央町社会教育館、目黒本町社会教育館及び青少年プラザでは、調理室の利用率が平成26年度は22.5%～33.1%と低い状況であった。また、青少年プラザにあっては、和室の利用率が36.9%、暗室では13.8%と極めて低い状況であった。</p> <p>調理室については、利用時間帯の細分化や弾力化などによる調理室の有効利用を促進する方策を検討されたい。また、青少年プラザの和室・暗室については、ニーズを見極め、用途の見直しも含め有効活用策を検討されたい。さらに、今後の区有施設の見直しも見据える必要があると思われるが、複合施設にあっては、個々の集会施設等の相互利用など有効活用を図られたい。</p> <p>(生涯学習課：各社会教育館、青少年プラザ)</p> | <p>社会教育館・青少年プラザでの調理室の利用は、調理実習を目的とした利用団体数が年々減少している状況があるため、利用率も減少している。調理室利用については、調理以外に利用できることの一層の周知を図るとともに、調理実習を目的とする利用者の利便性の向上についても検討を進める。また、和室及び暗室の利用についても、区民への周知に努め、利用率の向上を図っていく。</p> <p>用途の見直しも含めた有効活用や複合施設の有効活用については、利用者ニーズや区有施設見直しの進捗状況を踏まえながら、今後検討していく。</p> |

(イ) 24年度の監査において、中央町社会教育館の休館日（月曜日）と住区会議室の休館日（日曜日）や閉館時間が異なっていることにより、受付事務や施設の維持管理が非効率になっており、休館日等の統一による効率的運用を検討されるよう意見・要望を述べたところであるが、検討が進んでいない状況である。関係部局とも連携を図りながら、検討に着手されたい。  
(生涯学習課:中央町社会教育館)

中央町さくらプラザは、社会教育団体等が利用する社会教育館と地域活動団体等が利用する住区会議室が併設されているが、それぞれの設置目的が異なるため、利用実態に合わせた休館日を設定し、運営している。24年度に指摘を受け、利用者の利便性の向上や施設維持管理のあり方については、課題として認識している。今後は、関係部局とも連携を図りながら、より効率的な館運営のあり方を調査研究していく。